

# 令和6年度 補正予算 商用車等の電動化促進事業（トラック）の補助事業へ申請予定の皆様へ

一般財団法人 環境優良車普及機構（LEVO）

本事業のご利用にあたり、弊機構（LEVO）のホームページにて「公募要領」、「交付規程」等をご一読いただき補助申請書類を作成いただいていることと存じますが、下記事項につきご確認をいただき、補助金申請をお願い申し上げます。

LEVOホームページ

商用車等の電動化促進事業



商用車等の電動化促進事業をクリックしますと以下の画面が表示されます  
車両の補助申請をご利用される方「事業概要（車両）」をご確認ください



「事業概要（車両）」のページ内に以下のURLがございますので内容のご確認をお願い致します。

【事業用 軽貨物EV車両導入予定の事業者 様】

【事業用 軽貨物EV車両 販売会社の車両販売ご担当者 様】

【補助金交付申請時に必要書類のご案内】

 補助事業についての流れ要点を取り纏めております  
[事業用 軽貨物EV車両を導入予定の事業者様へ](#)

 交付申請書申請時に必要な書類  
[補助金 交付申請書に必要な書類](#)

 完了実績報告書申請時に必要な書類  
[補助金 完了実績報告書に必要な書類](#)

・全ての申請書類がご用意出来ましたら申請書類一式を送信ください

※お問い合わせは以下のとおりです

公募に関するお問い合わせは、必要事項をご記入の上 **電子メールでお問い合わせ** ください

メール件名に、以下の例のように法人名及び応募予定の事業名を記入してください

<メール件名> 「【質問】〇〇株式会社」

【車両担当】

- ・電話 : 03-5944-0883 (9:00~12:00 / 13:00~17:00)
- ・FAX : 03-5944-0878
- ・メールアドレス : evhojo@levo.or.jp ←「\*」を「@」へ変更

【充電設備担当】

- ・電話 : 03-5341-4728 (9:00~12:00 / 13:00~17:00)
- ・FAX : 03-5341-4729
- ・メールアドレス : juhojo@levo.or.jp ←「\*」を「@」へ変更

【ご注意】

令和6年度補正予算 商用車等の電動化促進事業（トラック）公募要領（P2）掲載

4. 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消解除を行うとともに、支払い済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくことになります。

なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。